

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年5月7日（水）午後4時00分～午後4時50分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（12名）

農業委員		
1番	大森	憲一
3番	弓野	良子
4番	青木	清美
5番	水島	英樹
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
9番	高嶋	香織
10番	清水	智也
12番	清水	正雄
13番	大森	裕一
14番	石原	孝之

4 本委員会に欠席した委員（2名）

農業委員		
2番	山岡	知博
11番	中野	義博

4 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美
事務局長代理 坂口 寛
事務局員 永口 拓樹

5 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農地法第4条・5条の規定による許可申請の件
- (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件
- (4) その他

6 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、5月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、5月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第19条第2項の規定により5番 水島 英樹 委員、6番 大濱 秀弥
委員を指名します。
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくお願いいいたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説
明いたします。
議案書は、1ページをご覧ください。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条
の規定による許可申請があったので、意見を求めます。
令和7年5月7日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は5件で、申請面積は5,806.00㎡
です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町境〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は朝日町月山新〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町境西地〇〇〇〇番〇外1筆、地目は田、2筆、合計217.00
㎡です。

権利の設定としては、「譲受人の要望による」となります。

水島英樹委員、大濱秀弥委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、境地区内、譲受人の自宅の北側に隣接しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、農業経験はありませんが、申請地で自家用野菜の栽培を行うこととしており、適正に管理・耕作されると
思われます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は申請地で自家用野菜を栽培する予定としており、
周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われます。

また、4月の定例会でもご案内させていただいておりましたとおり、先般の農地法
の改正により、要件が追加されております。これまでの要件に加えて、

①権利取得者が農業関係法令に違反していないか

②作業人員の体制は適正か

③権利取得後に耕作をせず他者に譲渡又は転用していないか

の要件が追加され、4月1日に施行されているところであります。

今回の案件については、今ほど説明いたしました追加要件につきましても確認して
おります。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思います。

議案書は、1ページをご覧ください。

2番 譲受人は朝日町月山〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

2番 譲渡人は朝日町月山〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町月山〇〇〇番〇、地目は田、1筆、合計31.00㎡です。

権利の設定としては、「譲受人の要望による」となります。

高嶋香織委員、大森裕一委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、五箇庄地区、月山地内、譲受人の自宅の東側に隣接しております。

次に許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は申請地において自家用野菜を栽培しており、今後も、適正に管理・耕作されると思われます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく自家用野菜を栽培していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないと考えられます。

また、先ほど説明いたしました農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思います。

議案書は、1ページをご覧ください。

3番 譲受人は朝日町大屋新〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

3番 譲渡人は朝日町泊〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町大屋新〇〇番、地目は田、1筆、合計75.00㎡です。

権利の設定としては、「譲受人の要望による」となります。

荒尾和彦委員、石原孝之委員より、意見書をいただいております。

3ページをご覧ください。

申請地は、泊地区、大屋地内、譲受人の自宅の北側に隣接しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、農業経験はありませんが、申請地で自家用野菜の栽培を行うこととしており、適正に管理・耕作されると思われます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は申請地で自家用野菜を栽培する予定としており、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないと考えられます。

また、先ほど説明いたしました農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思います。

議案書は、1ページをご覧ください。

4番 譲受人は朝日町不動堂〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

4番 譲渡人は山形県天童市芳賀タウン南三丁目〇〇番〇〇-〇号〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町不動堂〇〇番〇外3筆、地目は田が2筆、畑が2筆、合計4筆、1,848.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

山岡知博委員、青木清美委員より、意見書をいただいております。

3ページをご覧ください。

申請地は、大家庄地区、不動堂地内、譲受人の自宅の周辺に隣接しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、譲受人はすでに農機具等を確保しており、また、農業法人にも従事していることから技術的にも問題なく、今後も適正に管理・耕作されると思われま

す。農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は申請地で水稻、自家用野菜や果樹を耕作・栽培する予定としており、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま

す。また、先ほど説明いたしました農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思

います。議案書は、1ページをご覧ください。

5番 譲受人は朝日町不動堂〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇さんです。

5番 譲渡人は朝日町殿町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町不動堂〇番、地目は田、1筆、合計3635.00㎡です。

権利の設定としては、「双方の要望による」となります。

山岡知博委員、青木清美委員より、意見書をいただいております。

4ページをご覧ください。

申請地は、大家庄地区、不動堂地内、譲受人の事務所から約650m、車で約3分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われま

す。農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま

す。また、先ほど説明いたしました農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

なお、譲受人が法人である場合には、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしていることが要件の一つとしてありますが、本議案の譲受人については、許可申請書等により、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件の全ての要件の基準を満たしていることを確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思

います。議案第1号は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。
水島英樹委員と大濱秀弥委員から意見書をいただいておりますので、水島英樹委員から意見をお願いいたします。

水島委員 事務局から説明のあったとおりであり、また本人からも畑をやっていくと聞いており、問題はないものと思われま

会 長 続きまして、大濱秀弥委員いかがでしょうか。

青木委員 水島委員、事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、審議したいと思います。
高嶋香織委員と大森裕一委員から意見書をいただいておりますので、高嶋香織委員から意見をお願いいたします。

高嶋委員 申請地においては、譲受人ご自身がこれまで畑をしてきたところであり、問題ないものと思われま

会 長 続きまして、大濱秀弥委員いかがでしょうか。

大森委員 高嶋委員、事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の2番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 議案第1号の3番の議案につきまして、審議したいと思います。
まず、私が意見書を提出しておりますので、意見を述べさせていただきます。

会 長 申請地は、譲受人の住宅建設地の横であり、申請地で畑をやりたい意欲があることなどから問題ないものと判断しました。

会 長 続きます、石原孝之委員いかがでしょうか。

石原委員 申請地で家庭菜園をやることに意欲的であり、問題はないものと思われます。

会 長 議案第1号の3番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の3番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 議案第1号の4番の議案につきまして、審議したいと思います。
山岡知博委員と青木清美委員から意見書をいただいておりますが、山岡知博委員が本日欠席されていることから、青木清美委員から意見をお願いいたします。

青木委員 申請地は、譲受人が自宅を購入した周辺で、詳細については事務局の説明のとおりであり、問題ないものと判断しました。

会 長 議案第1号の4番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の4番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 議案第1号の5番の議案につきまして、審議したいと思います。
山岡知博委員と青木清美委員から意見書をいただいておりますが、山岡知博委員が本日欠席されていることから、青木清美委員から意見をお願いいたします。

青木委員 事務局の説明のとおりであり、問題ないものと判断しました。

会 長 議案第1号の5番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の5番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 次に、議案第2号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 5ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第4条・第5条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第4条・5条の規定による許可申請があったので、同法施行令第7条並びに第15条の規定により意見を求めます。

令和7年5月7日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

5条関係が2件です。

議案第2号の1番です。

1番 譲受人は、「朝日町宮崎〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん」です。

1番 譲渡人は、「朝日町荒川〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇さん」です。

申請地は、朝日町宮崎字堂田〇〇〇〇番〇及び〇〇〇〇番〇、地目は田で、

82.00㎡、転用目的は庭地造成です。

大濱秀弥委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、6ページ左側をご覧ください。

当該申請地は、宮崎地区宮崎地内の鹿嶋神社の東側に位置します。

申請地の北側には、譲受人が休憩所として所有する家屋があります。この休憩所を利用する際に庭地として整備することで、家族が憩う場として利用するほか、樹木や草花を植栽し、適切に管理された庭園とすることで、景観上の問題や害虫の発生リスクを低減し、近隣住民にとっても良好な住環境が整うことから、今回の申請に至ったものです。

申請地の雨水処理は、自然浸透となっており、適正で隣接地には被害がないと認められます。

農地区分につきましては、市街化傾向区域の2種農地と判断します。

また、朝日町土地改良区の同意での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、議案第2号の2番です。

2番 譲受人は、「朝日町平柳〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇、〇〇 〇〇〇さん」です。

2番 譲渡人は、「朝日町沼保〇〇〇番地、〇〇 〇〇さん」です。

申請地は、朝日町沼保字髪白〇〇〇番〇、地目は田で、241㎡です。

転用目的は、一般住宅敷地です。

荒尾委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、6ページ右側をご覧ください。

申請地は、泊地区沼保地内で、申請地の西側には、さみさと小学校グラウンド、南側には町道沼保宮本町線が近接しております。

譲受人は、現在、配偶者とともにアパートで生活しており、結婚を機に新居を建築することとなり、当該申請地での建築を希望しておられます。また、将来的に子供が生まれた際には、小学校が近くにあることから、子育て環境としても適していると考えられておられます。

このたび、譲渡人と土地の譲渡の協議が整ったことから、今回の申請に至ったものです。

申請地の雨水は、自然浸透及び簡易排水設備を経て排水路に放出される計画となっており、雨水処理は適正で隣接地には被害がないと認められます。

農地区分につきましては、都市計画法上の用途地域である3種農地です。

朝日町土地改良区の同意での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、第5条の規定による許可申請の件として、2件 田3筆、
合計323.00㎡、となります。

よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第2号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。

大濱秀弥委員から意見書をいただいておりますので、報告願います。

大濱委員 事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま

会 長 議案第2号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませ

会 長 申請地の南側の通路から入ることができるのか。

事 務 局 一段低くなってたため、現実的には難しい。約1mの段になっている。
そのため、北側の通路から入ることになるが、徒歩でしか行けないと思われる。

会 長 その他に、ご意見及びご異議はありますか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第2号の1番の議案につきまして申請どおり県へ
進達いたします。

会 長 次に、議案第2号の2番の議案につきまして、審議したいと思います。
私から意見書を提出しておりますので、報告いたします。

会 長 申請地は、一般住宅用地として申請されており、取得後の建設が確実と見込まれ、
境界は、土砂の流出する恐れがないよう擁壁を施し、雨水は自然浸透及び簡易排水設
備を経て排水路に放出される計画となっている。現地を確認したところ、申請地は、

数年前まで造園業者に貸与し、畑として利用されていたが、現在は耕作されず、草刈りのみで管理されている。これらのことから、問題はないものと判断いたしました。

会 長 議案第2号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第2号の2番の議案につきまして申請どおり県へ進達いたします。

会 長 次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件」につきまして、事務局より説明願います。

事務局 それでは、7ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、朝日町農用地利用集積等促進計画案の提出がありましたので、その意見を求めます。

それでは議案の説明に移りたいと思います。

初めに農地中間管理事業に係る促進計画の集積についてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は108件となり、

田：224筆：578,968.00㎡となります。

続きまして、15ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業に係る促進計画の集積についての利用権設定状況の内訳です。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、2件、7,005.00㎡、全て再設定となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、4件、9,240.00㎡、うち再設定を含む申請が、3件、8,439.00㎡となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、102件、562,723.00㎡、うち再設定を含む申請が、94件、541,693.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各108件、578,968.00㎡のうち借り手はすべて公社であります。

町外の貸し手は、27件、132,459.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続きまして、24ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業に係る促進計画の配分についての利用権設定状況の内訳となります。

3年未満の借り手及び貸し手が、3件、8,942.00㎡、全て再設定となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、4件、9,917.00㎡、全て再設定となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、9件、25,441.00㎡、うち再設定を含む申請が、8件、24,640.00㎡となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、104件、564,870.00㎡、うち再設定を含む申請が、96件、543,840.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各120件、609,170.00㎡のうち、貸し手はすべて公社となっております。

町外の貸し手は、1件、3,930.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

なお、今回の申請の中には、耕作者変更に係る申請として再配分が12件含まれております。

議案第3号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第3号の議案につきまして、審議したいと思えます。当事者となる委員がおられますので、案件を分けて審議します。

まずは、18ページの議案第3号、198番及び199番の案件について審議したいと思えます。

当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇〇〇 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。

18ページの議案第3号、198番及び199番の案件について、ご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇〇〇 着席)

会 長 続きまして、22ページの議案第3号、281番及び282番の案件について審議

します。

当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇〇〇 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
22ページの議案第3号、281番及び282番の案件について、ご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇〇〇 着席)

会 長 それでは、今ほどの当事者の案件以外の議案第3号の案件について審議したいと思います。
ご意見及びご異議はありませんか。

清水委員 22、23ページの再配分62番と63番の期間が15年10月と長いのはなぜか。

事務局 当該案件は、農地中間管理機構関連農地整備事業の案件であり、15年以上の設定を要するため、そのようになっている。

会 長 その他に、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、当委員会からの意見はないものとし、富山県農林水産公社理事長へ提出します。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。
事務局から何かありませんか。

事務局 次回開催日について…6月4日(水)16:00～

会 長 その他に意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして5月の農業委員会定例会を閉会いたします。

みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時50分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

朝日町農業委員会議長

荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員